

認定特定非営利活動オーシャンファミリー海洋自然体験センター
倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、認定特定非営利活動オーシャンファミリー海洋自然体験センター（以下「団体」という。）が目的とする海と海をとりまく環境（以下、「海」と総称する。）の体験教育に関する事業を行い、地球環境の保全と、持続可能な未来づくりに資する次世代を育成するという責務の重大さを認識して、社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、団体に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の対象となる者は、役員及び職員（以下「役職員」という。）とする。

(人権の尊重)

第3条 団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(遵守事項)

第4条 役職員は、暴力、各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）等、業務における不正行為など社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

2 役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己又は第三者の私的利益を図ることや斡旋・強要してはならない。

3 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

4 役職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、団体の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

5 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

6 役職員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1) 役員の解任については、定款第18条に基づき行うこととする。

(2) 職員の処分については、就業規則第15条に基づき取り扱うものとする。

(利益相反等の防止及び申告)

第6条 団体は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規則

に基づき公開しなければならない。

- 2 理事会の決議に当たっては、定款に基づき当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 役職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない事由によりかかる行為を行う場合には、事前に団体に書面で申告するものとする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体等の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(規則遵守の確保)

第8条 団体は、必要に応じて委員会を設置し、この規則の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

附則

この規則は、令和2年3月15日から施行する。

- (1) 団体が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。
- (2) 団体が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずる者もしくは従業員(以下「助成団体等役職員」という。)から、金銭等の贈与を受けること。
- (3) 助成団体等役職員から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (4) 助成団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 助成団体等役職員から華美な供応接待を受けること。
- (6) 助成団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。